

パチンコ疑惑報道

道新に金銭疑惑を報じられた菅井盈札幌市議は、九六年七月、事実無根と提訴した。二年半に及び審議された裁判は、三月一日、菅井氏の勝訴で幕を閉じた。名誉を回復した菅井氏だが、この件が一因となり、すでに満身創痍の状態。今期で議員生活にピリオドを打つ。

菅井盈が道新に全面勝訴

人口透析を余儀なくされた菅井氏

三月一日、札幌地裁で「パチンコ疑惑裁判」の勝訴を聞いた菅井盈氏は、その瞬間、満ちた表情を見せた。しかし、「勝訴は当然のこと

と」付け加え、疑惑記事により被った心身両面でのダメージに言及した。「地元住民の一部からは『金をもらっていないなら証拠を見せろ』と言われたが、もらっていないからこそ、証拠を示すべしなかった。その意味からも、裁判で身の潔白を証明すること

に決めた。しかし裁判中の九七年に、記事を書いた道新記者が市役所を訪れ、増築中の私の自宅が資金的な背景も含めて違法ではないかと調べたことさえあった。こうした道新の一連のやり方はとても許せない」「私は十年前から糖尿病を患っているが、道新に事実無根の記

事を書かれたショックもあり、昨年二月、人口透析を余儀なくされた。それまでは、七期で議員を終えることは考えておらず、八期に挑戦する決意でいた。しかし、週三回の透析をしながら議員を続けても、十分なことはできないと判断し、引退を決めた。議員生活最後の四年間は、

菅井氏が道新から疑惑の標的にされた発端は、パチンコ店の建設計画だった。釧路市の不動産業者・笹園が、札幌市清田区平岡七条三丁目に所有する約七千坪の土地にパチンコ店を建設し、それをパチンコ業者に貸す計画を立てた。

ところが、この計画を知った地元住民の一部が市議会に建設を反対する陳情書を提出するなど、厳しい姿勢で臨んだ。この時菅井氏はパチンコ店の建設に反対していた。

こうした経緯からパチンコ店の建設問題が紛糾していた九六年六月十三日、道新は問題の記事を朝刊に掲載した。

第一社会面に五段抜きで「札幌市議が出店工作か」という見出しを付け、疑惑を大々的に報じたのである。内容は地元選出の菅井市議が、パチンコ店の建設を進めている業者に、反対運動は金銭で解決できるという提案を持ちかけたというもの。さらにこの疑惑を裏付けるものとして「菅井議員の『金銭で解決する提案』には問題がある」と記した三井建設の内部資料も掲載している。

また同時に道新は、菅井氏がこの疑惑を全面否定していることも載せたが、記事を読んだ読者の多くは、菅井氏が金銭を要求したり、金をもらっているのではないかという印象を与える内容になっている。

記事が掲載された直後、本誌は道新の広川一彦社会部長(当時)に取材した。

広川氏は「文章(三井建設の資料)があり、取材をした上で疑惑があるということ。裏付けもきちんと取っている。今後の続報についてはさらに取材して必要であれば書くつもりだ」と答えている。

続報を掲載するかどうかはあくまでも道新が決めることではある。それでも、市議が金銭を要求したことが事実であれば、読者の関心が高い記事でもあるだけに新聞社の使命として、さらに詳細を明らかにして読者に知らせる必要があるはずだ。

しかし、疑惑を立証する続報は書かれなかった。道新の二弾は、菅井氏が疑惑を全面否定する内容だった。

菅井氏は九六年七月八日、道新記事によって、政治家の名誉と信用を著しく傷つけられたとし、札幌地裁に道新を提訴した。道新はこの時と、記事を書いた記者の口頭弁論が行われたことを報じただけで、疑惑の確信に触れる記事を書かないまま判決

の日を迎えた。

道新の裁判での主張は「本件記事は、見出しや本文の表現において終始疑問形式をとっており、内部資料の作成者である業者(三井建設)の否定的談話や原告(菅井氏)の反論も忠実に記載し、問題の内部資料も実物を写真で掲載している。本件記事が原告の不正行為を断定して報道したのではなく、重大な内容ではあるが疑惑を主題としていることについて、一般の読者に誤解が生じる余地はない。したがって、本件記事は全体として原告の名誉を毀損する不法行為を構成するものではない」というもの。

成り行きが注目される道新の控訴問題

しかし判決は「本件記事は、原告が、パチンコ店の建設に反対する議員に対する議員対策として、開発業者に対し問題のある金銭の要求をしたという事実が存在する」という印象を与えるものと云わざるを得ない。本件記事が平均的な読者に対し、原

告が議員対策として金銭を要求した事実があるか、そうでないとしても、反対陳情の窓口でありながら原告が金銭解決を提案しているという印象を与えることは否定できない。このような印象を与える本件記事は、市議会議員である原告の政治家としての社会的評価を低下させるものであり、その名誉を毀損するものである」として、道新に二百万円

の慰謝料支払いを命じた。道新の秦豊社会部長は「適切に取材に基づいて報道したと確信しているが、判決ではそうした主張が認められず極めて残念。控訴するかどうかは検討中だ」と話している。控訴は判決後十日以内に行わなければならない。道新が控訴するか否かは、本誌が店頭に並ぶころ決まっている。

今回の裁判は菅井氏の全面勝訴と言っている内容だが、裁判所は、菅井氏側が求めていた記事に関するデータベースの削除と謝罪広告の掲載については必要性を認めなかった。

その理由は裁判所が、道新はひとつの報道機関として、自ら

の敗訴を客観的に報道するはずだという認識をもっているためだ。また、データベースで記事をアクセスする時も、それに関連する続報として、敗訴を報じた記事を見ることができるとして、立脚したためだ。

原告・菅井氏の代理人である前田尚一弁護士は今回の判決に対して「請求のうち、データベースの削除、謝罪広告の掲載については、棄却されたものの、前者については、裁判上前例がなく、後者は事件の性質上やむを得ないと考えている。しかし、二百万円

の損害賠償認容額については、アメリカなどの損害賠償額と比べると極めて低廉であるが、我が国の裁判実務上、政治家の名誉毀損事件でも五十万円ないし百万円が相場であることとを照らすとかなり高額

の損害賠償額である」と評価している。近ごろの道新の報道姿勢に対しては、各方面から批判の声が上がっている。今回の事件はそうした事例を象徴するケースと言っている。

（東）



判決後、札幌地裁を出る菅井盈氏(写真左)と前田尚一弁護士

判決後、札幌地裁を出る菅井盈氏(写真左)と前田尚一弁護士